

64. 那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程

1966年8月10日
議会訓令第3号

改正 昭和49年5月15日 議会訓令第6号
平成18年3月1日 議会訓令第1号
平成31年3月19日 議会訓令第1号
令和2年4月1日 議会訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、職員であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 名札の制式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。ただし、必要に応じて制式を別に定めることができる。

(職員の定義)

第3条 この訓令において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第3項の事務局長、書記その他の職員をいう。ただし、議長が指定した職員を除く。

(貸与)

第4条 名札は、職員となったときに貸与する。

(再貸与)

第5条 職員は、名札について損傷があったとき又は名札を紛失したときは、名札損傷・紛失届(第3号様式)により議長に速やかに届け出て、名札の再貸与を受けなければならない。

2 職員は、前項の再貸与を受けたときは、当該再貸与に係る実費を弁償しなければならない。ただし、再貸与を受けることについてやむを得ない理由があると議長が認めるときは、この限りでない。

(返納)

第 6 条 名札は、職員でなくなつたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

(取り扱い)

第 7 条 名札の取り扱いに関しては、庶務課において行なうものとする。

付 則

この訓令は、1966 年 8 月 10 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 5 月 15 日議会訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 49 年 5 月 15 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 1 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

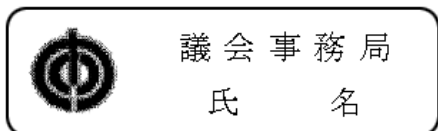
付 則(平成 31 年 3 月 19 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 2 年 4 月 1 日議会訓令第 2 号)

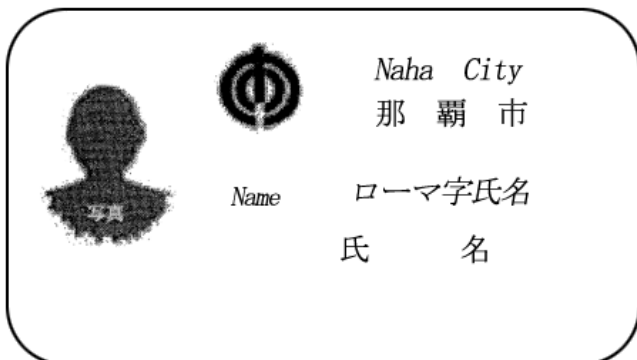
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)



寸法 横 65 ミリメートル 縦 20 ミリメートル
 地質 プラスチック
 色 地色 黒色 文字 白色 市紋章 黄色

第 2 号様式(第 2 条関係)



寸法 横 85 ミリメートル 縦 54 ミリメートル
 地質 IC カード
 色 地色 薄水色 文字 黒色 市紋章 紺色
 写真 上半身カラー(縁なし四角形)横 30 ミリメートル 縦 38 ミリメートル

第 3 号様式(第 5 条関係)

名札損傷・紛失届		
所属		
職名	職員番号	氏名
理由		
上記のとおり届け出ます。		
年 月 日		
氏名		印
那覇市議会議長 様		